

情報システム標準化及びデジタルツール共同化支援業務 委託仕様書

1. 概要

本仕様書は、三重県（以下「本県」という。）の「情報システム標準化及びデジタルツール共同化支援業務」（以下「本業務」という。）の提案に関し、必要な仕様を定めるものである。

2. 本業務の目的等

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律・政令・基本方針により、標準化対象事務として定められた主に市区町村の基幹業務システムについては、標準化が義務付けられ、令和7年度末までにガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへ移行を目指すこととされている。都道府県には、市区町村への必要な助言、情報提供等を実施することに係る努力義務が規定され、国が作成した進捗管理等支援ツール（以下「PMO ツール」という。）を用いて、国や管内市区町村との連絡調整や、助言、情報提供について、主体的かつ主導的な役割を果たすこととされている。

これまで県内市町は、国やベンダ等からの情報収集に苦慮し、具体的な進め方を定められない中、各市町に応じたスケジュールを作成し、PMO ツールに登録する等の取り組みを進めている。また、本県では、これまで県内市町に対して他自治体の効率的な対応方法・事例等の提供、自治体クラウドグループの協議に参加するなど、様々な支援を実施している。

令和6年度は、各市町が定めたスケジュールに基づき、一部の市町は事業者と契約を締結のうえ標準化移行業務を実施し、その他の市町は令和7年度の事業者との契約締結に向けて予算要求や調達の準備を行う。

以上のことから、本業務は、各市町の情報システムの標準化に向け、PMO ツールをメインに市町の進捗を確認するとともに、全体支援として幅広い情報提供や仕様書等のひな型の作成・提供、個別支援として相談対応や助言を行う等、各市町をサポートすることを目的とする。

また、本県では、職員の減少・限られた予算という制約の中、「スケールメリット」、「調達事務の効率化」、「同一ツール導入によるノウハウの共有」を図るため、県と市町でデジタルツールの共同調達に関するワーキングを実施しており、今後さらに本取組を加速する必要があると考えている。このことから、本業務では、「県と市町の共同調達」、「市町間の共同調達」がさらに加速するよう昨年度の検討結果をふまえて、さらなる調査・検討等を行うことを目的とする。

3. 委託期間

契約締結の日から令和7年3月31日（月）までとする。

4. 委託場所

三重県津市広明町13番地

三重県総務部デジタル推進局デジタル改革推進課、セキュリティが担保された受託事業者の事務所 他

5. 委託上限額

7,014,656円（消費税及び地方消費税を含む）

6. 本業務の内容

本業務の目的を達成するため、以下の項目について本県及び県内市町と連携し業務を進めること。事業者が主体的にスケジュール管理を行い進行すること。

項番	項目	本県	受託事業者	市町	想定時期
【標準化・共同化支援共通】					
(1)	市町ヒアリング	△	○	参加	7月～8月
(2)	市町ヒアリングを踏まえた傾向分析及び資料作成		○		8月～9月
(3)	中間報告	△	○		11月頃
(4)	最終報告		○		3月
【標準化支援】					
(1)	PMO ツール確認、分析		○		7月～3月
(2)	システム標準化委託契約に関する市町への支援	△	○	参加	7月～3月
(3)	システムベンダ情報の収集・共有	△	○	参加	7月～3月
(4)	説明会の開催	△	○	参加	7月～3月
(5)	個別支援	△	○	参加	7月～3月
【共同化支援】					
(1)	共同化支援	△	○	参加	7月～3月

○：メインとして主務的に実施する

△：サブとして助言等を行う

参加：ヒアリングや説明会に参加する

【標準化・共同化支援共通】

(1) 市町ヒアリング

県内市町に対して、標準化や共同化に関する対応状況や課題、他市町の参考となる優良事例等について、本県とともにヒアリングを行うこと。課題に対しては、解決策の提示や助言を行うこと。なお、市町との日程調整は県が実施することとする。

(2) 市町ヒアリングを踏まえた傾向分析及び資料作成

市町ヒアリングを通して判明した各市町の課題等の傾向を分析するとともに、全市町に有益となる共有すべき情報があれば他市町へ説明するための資料を作成すること。

(3) 中間報告

事業の中間報告を行うため、報告書（中間）を作成し提出すること。報告書は、パワーポイント形式等で、見やすいものとする。なお、提出された資料については、県と市町の協議会で共有することを想定している。

(4) 最終報告

本事業の報告書を作成し、提出すること。事業内容を全てまとめるとともに、今後めざすべき姿についても言及し、記載すること。

(5) 想定される工数（時間）

上記（1）～（4）の作業について、年間 34 時間（1 時間×2 人×17 回）程度の工数を想定している。なお、詳細は打ち合わせの上、調整することとする。

【標準化支援】

(1) PMO ツール確認、分析

国が作成した進捗管理等支援ツール（以下「PMO ツール」という。）を月次【※】で確認し、県内市町の進捗状況を確認すること。

各市町がすでに標準化に向けたスケジュールを定めているため、スケジュールと進捗を比較し、遅延等が発生していないか、また遅延が見込まれないか確認し県へ報告すること。

【※】で月次としている理由は、令和 6 年 4 月現時点で PMO ツールの入力更新の反映が月次であるためである。今後、PMO ツールのバージョンアップ等により、入力更新反映のタイミングが変更された場合は、確認のタイミングについて本県と協議を行い、本県の決定に従うこと。

(2) システム標準化委託契約に関する市町への支援

県内市町は、システム標準化にむけて、令和 6 年度に情報システム標準化に関する契約を事業者と締結する市町もあれば、令和 7 年度に事業者と契約を締結する市町もある。これらの市町に対して各市町の状況に応じた以下の支援を実施すること。

ア 移行計画作成支援

市町からの要望に応じて、スムーズに標準システムへ移行できるよう移行計画の作成に関する支援を行うこと。

イ 予算要求支援

市町からの要望に応じて、市町が徴収した見積書や提案書等を分析し助言する等、予算要求に関する支援を行うこと。

ウ 仕様書等作成支援

標準準拠システムの機能要件については各業務の標準仕様書で示されているが、非機能要件については、デジタル庁・総務省が公開している最新の「地方公共団体情報システム非機能要件の標準」等を分析・整理し、仕様書ひな型を作成する等、市町が使いやすい形でとりまとめて提供すること。

エ プロジェクト管理支援

令和6年度に標準化契約を行った市町に対して、市町からの要望に応じて、標準システムへの移行がスムーズに進むように作業の抜け・漏れやスケジュールの遅延等を防止するためのプロジェクト管理に関する助言等を行うこと。

(3) システムベンダ情報の収集・共有

県内市町は、標準化対応を進めるため、国やシステムベンダから情報を収集し、協議を行っているが、情報量が少なく対応に苦慮している。このことから、県内市町が契約しているシステムベンダの標準化対応の情報を広く収集し、県内市町に共有することで、県内市町が標準化対応を均一に進められるよう支援を行うこと。

なお、県内市町が契約を行うと想定されるシステムベンダは、現在把握している情報では10社あるため、必要に応じて、市町が調整したシステムベンダに対してヒアリングを実施する際に進行を行うこと。また、ヒアリング項目の作成、ヒアリング内容の整理・分析・共有等を行うこと。

(4) 説明会の開催

各市町と共有すべき有益な情報があれば、資料作成のうえ、全体説明会や関係市町説明会を開催すること。

(5) その他支援

各市町からの要望に応じて、上記以外の標準化に関する相談について助言を行うこと。

(6) 想定される工数（時間）

上記(1)～(5)の作業について、年間54時間(1時間×2人×27回)程度の工数を想定している。なお、詳細は打ち合わせの上、調整することとする。

【共同化支援】

(1) 共同化支援

令和5年度に県と市町で検討した結果、令和6年度はMicrosoft Officeや電子契約等の共同調達に関して引き続き検討することとなっていることから、これらに関する検討を継続するとともに、市町から新たに共同調達したいツールの提案等が

あれば、それらの進め方についても検討し、提案すること。また、必要に応じて資料の収集・整理・分析を行うとともに、都道府県等へのアンケート調査を行う場合は、アンケート項目を提案すること。

(2) 想定される工数（時間）

上記（1）の作業について、年間6時間（1時間×2人×3回）程度の工数を想定している。なお、詳細は打ち合わせの上、調整することとする。

【その他】

(1) 打ち合わせは、Web会議で行うことを想定しているが、必要に応じて年間12回程度は現地での打ち合わせに参加することを想定している。

(2) 「想定される工数（時間）」には資料作成等の内部作業の工数は含んでいないため、別途、企画提案資料として提出する提案見積には内部作業の工数も分かるように記載すること。また、本工数は県の想定であるため、実際の業務においては提案見積に記載している工数で管理することとする。なお、受託者及び三重県の協議により、業務全体の合計工数の範囲内において、各業務内容や時間割合を調整できるものとする。

7. 実施体制

(1) 本業務の受託者は、本業務の実施にあたって、プロジェクト全体を統括する責任者（以下「責任者」という。）を配置し、効率的なプロジェクト管理を行うこと。

(2) 本業務の受託者は、業務遂行における体制を明確にし、作業に従事する者（責任者を含む）の名簿とその連絡先を明記した作業体制表を、本契約締結時に提出すること。

(3) 原則として、契約期間を通じ、業務遂行における体制の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合には、本県に申し出ること。

(4) プレゼンテーションにおいて、説明及び質疑に対応した者を当該プロジェクトに係る実質的な責任者とする。

(5) 本県との連絡対応の窓口を一本化し、即時に対応できる体制を確立すること。

(6) 打ち合わせについては、必要に応じWeb会議による対応も可能とするため、希望する場合には、提案書内の業務遂行体制においてその旨言及すること。その他業務の遂行においても、対面で実施すべきこととWeb会議により可能なものを整理し、効率的な業務遂行に留意すること。

8. 実施計画書の提出

(1) 本業務の受託者は、本業務の履行にあたって、予め実施体制、スケジュール等を記載したプロジェクト実施計画書を提出し、本県の承諾を得たうえで、実施計画書に基づき、スケジュール管理を行うこと。

- なお、スケジュールを作成する際は9に記載する成果物の期限を参照すること。
- (2) プロジェクト実施計画書の提出期限は契約締結の日から10日以内とする。

9. 成果物

- (1) 納入成果物の様式、記載内容及び納入期限の詳細については、事前に本県と協議し、承認を受けた上で決定すること。
- (2) ドキュメント類については、電子媒体で提供すること。また、プログラム言語等特殊なものを除き、成果物は日本語を使用して作成すること。
- (3) 本業務の成果物及び納入時期は次のとおりとする。
- ① プロジェクト実施計画書 契約日から10日以内
 - ② 中間報告書 令和6年11月頃
 - ③ 最終報告書（各項目で作成した資料含む） 令和7年3月31日

ただし、成果品の所有権は、引き渡し完了したときに本県に移転するものとし、成果品のうち新規に発生した著作物の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利で、第27条及び第28条に定める権利を含む。以下「著作権」という。）及び成果品のうち委託者又は受託者が受託業務の従前から著作権を有する著作物から発生した二次著作物の著作権は、委託料の支払いが完了したときをもって本県に譲渡されるものとする。また受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。

10. 委託料の支払方法、時期

委託料の支払は、履行確認終了後、履行確認の通知が行われた後に行うものとする。

11. 受託上の留意点

- (1) 本委託業務について、契約書及び仕様書に明示されていない事項でも、その履行上当然必要な事項については、受託事業者が責任を持って対応すること。
- (2) 本業務の実施に要する費用は、すべて受託者の負担とすること。ただし、会議等に使用する会場は本県あるいは取組に参画する市町が用意する。
- (3) 受託事業者は、何人に対しても受託期間中又は受託期間終了後を問わず、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、本委託業務で取得した個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。
- (4) 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは速やかに担当課に報告し、担当課の指示に従うこと。
- (5) 情報セキュリティ管理については、情報セキュリティポリシーや個人情報の保護に関する法律、それぞれが独自に定める基準等のほか、関係法令、関係規定等を遵守すること。
- (6) 暴力団等排除措置要綱による契約の解除
契約締結権者は、受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排

除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

(7) 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

受託者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 担当課に報告すること。

エ 契約の履行において、工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じる恐れがある場合は、担当課と協議を行うこと。

なお、受託者がイ又はウの義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱第7条の規定により三重県物件関係落札停止要綱に基づく落札停止等の措置を講じる。